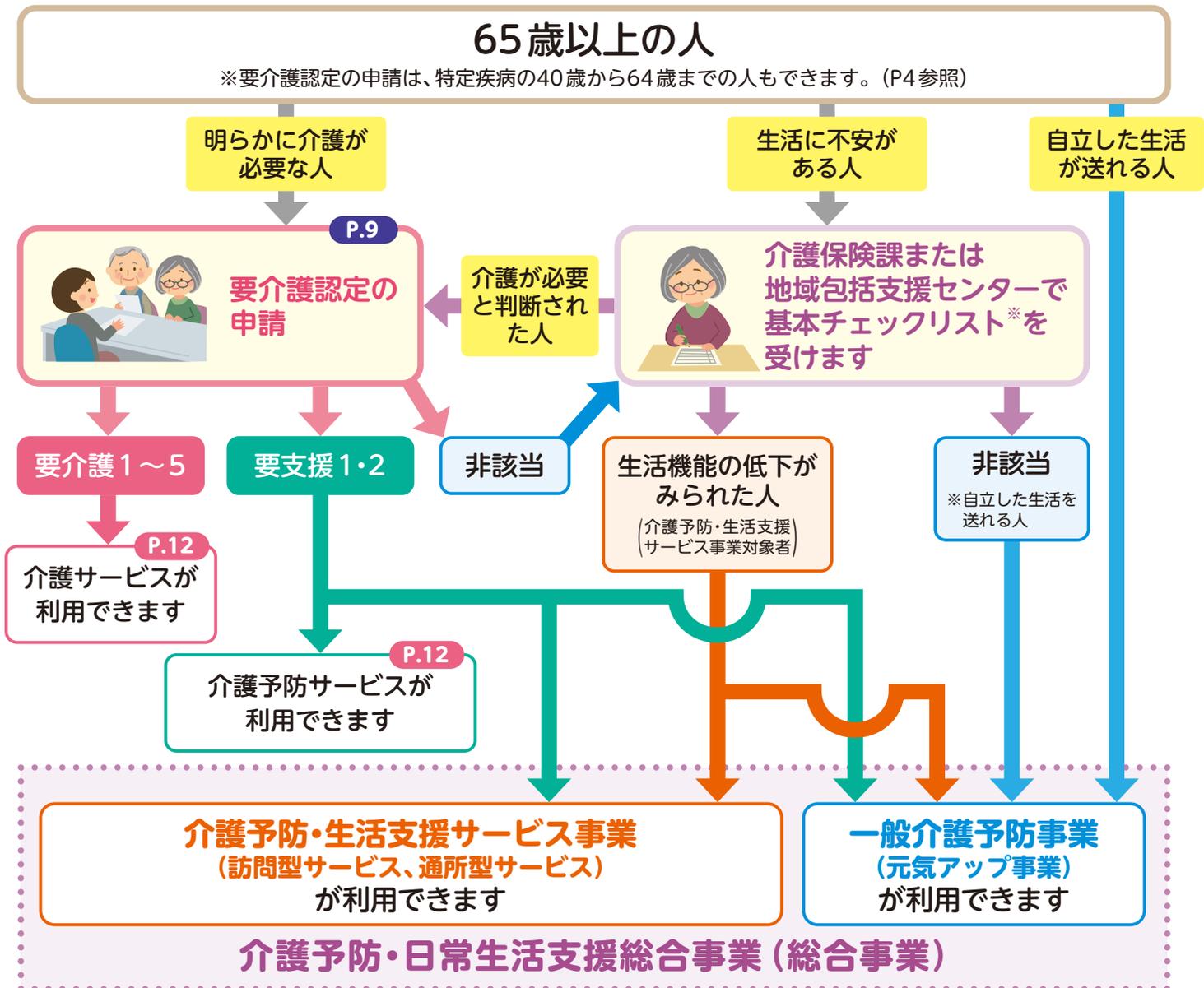


介護予防・日常生活支援 総合事業（総合事業）

総合事業は、介護を予防するためのしくみです。上手に活用し、自立した生活を続けましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業のしくみ



要支援1・2の人は、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を両方利用することができます。各市町村によって事業内容が異なります。また、豊田市にお住まいの人は市外の事業所の訪問型サービス、通所型サービスはご利用できません。

※基本チェックリストとは

日常生活の状況や足腰の状態、栄養状態、お口の状態、閉じこもりやもの忘れの有無、最近2週間の気持ちなど、25項目の質問等により心身の状態を確認するものです。基本チェックリストによる判定では、当日結果が分かります。

介護予防・生活支援サービス事業

対象 要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者

利用者負担 原則としてサービスを利用したときの利用者の負担は、負担割合証(P.5)に記載している割合(1割、2割または3割)です。低所得の人などがサービスを利用したときは、介護保険サービスを利用したときと同様の負担の軽減制度があります。

訪問型サービス

●介護予防訪問サービス

訪問介護事業所による身体介護や生活援助

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	1,275円	○	○	○
週2回程度	2,547円	○	○	○
週2回超	4,040円	×	×	○

●生活支援訪問サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による掃除、洗濯等の生活援助

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	1,018円	○	○	○
週2回程度	2,034円	○	○	○

通所型サービス

●介護予防通所サービス

通所介護事業所による機能訓練や入浴、食事等の介護、その他趣味活動等

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度	1,763円	○	○	○
週2回程度	3,614円	×	×	○

●生活支援通所サービス

介護事業所、NPO、民間事業者等による軽体操や趣味活動等

■自己負担のめやす(1か月につき)(1割負担の場合)

		事業対象者	要支援1	要支援2
週1回程度(送迎あり)	1,499円	○	○	○
週1回程度(送迎なし)	1,178円	○	○	○
週2回程度(送迎あり)	2,996円	×	×	○
週2回程度(送迎なし)	2,343円	×	×	○

一般介護予防事業

いつまでも自立した生活が送れるよう、高齢者を対象とした、介護予防(運動器の機能向上、認知症予防など)を目的とした教室を開催します。

介護予防教室

担当窓口 地域保健課

TEL 34-6627 (下記以外の地域)

62-0603 (旭・足助・稲武・小原・下山地区)

85-7710 (上郷・末野原・高岡・前林・竜神・若園地区)

41-3081 (井郷・石野・猿投・猿投台・藤岡・藤岡南・保見地区)

●元気アップ事業

自治区の集会所等、地域の身近な場所で介護予防を目的としたストレッチ、筋力アップ体操、脳力アップ等を教室形式で行います。教室終了後も、自主的に活動が継続できるよう、保健師等の講師を派遣して支援します。

対象 65歳以上の人(ただし、要介護1~5の人や医師から運動制限をされている人は除く)

自己負担金 原則無料

開催単位

自治区	自治区の集会所等で、全8回の教室を開催します。
ふれあいサロン	ふれあいサロンの会場で、全4回の出張形式で行います。
交流館	交流館にて、全8回の教室を開催します。(交流館により回数が異なります)
地域包括支援センター	地域包括支援センターの会場で、全8回の教室を開催します。
新規活動グループ	新たに介護予防活動を目的に集まったグループ等に原則6回の出張形式で行います。

※実施していない会場もありますので、現在開催している自治区等については、上記担当窓口へお問い合わせください。